

裁判員裁判が 始まって

東京六稜会

H 2 1 . 1 1 . 1 8

弁護士 五味和彦

裁判員はどんな仕事を

1. 事実を認定
2. 量刑
3. 死刑判決も

なぜ裁判員の制度を

1. 犯罪をなくす
2. 犯罪の原因、犯罪者の
処遇を考える
3. よりよい社会を

私は、昭和42年から、山梨県甲府市で弁護士をしています。田舎ですから、刑事事件の国選や家事、民事の細々とした事件を扱っています。

平成21年5月21日から裁判員裁判が始まりました。裁判員が法廷に出たのは、8月からで、その時の報道機関の騒ぎは、いまから思うと騒ぎすぎだったといつてもいいでしょう。

さて、裁判員の仕事は、まず、検察官の主張である起訴状に記載されている事実が、立証されたかどうかの判断です。「事実認定」といいう重要な仕事です。有罪と判断したときは、刑罰をどのくらいにするかも難しい仕事です。

裁判員には、意見を述べる義務があります。死刑判決を宣告することもあると思います。

なぜ市民の参加する裁判員制度にしたのでしょうか。私は、「事実認定」が甘く、無実の被告人に刑罰を科するという「冤罪」をなくす問題が大きな理由と思っています。多くの人たちの体験、経験から判断する必要があります。法律家がいろいろ経験しているとは、い

長づきするか

1. 裁判員の記者会見
2. 語りつぐこと
3. 新聞報道に注意

皆さんのご質問・ご意見を

- 1.
- 2.
- 3.

えないと思うからです。犯罪の原因を知ることも大切です。犯罪者の処遇、再度刑務所へ収容されないようにすることも忘れてはなりません。判決があって、「一件落着」ではありません。

裁判員裁判の判決後に、守秘義務がある範囲はありますが、感想はいいとされ、記者の質問に答えています。大津地裁などで、全員記者会見に応じないという残念な例もありますが、大阪地裁では、81歳の方が氏名も述べて会見に参加され感想を述べています。国の仕事に参加することは、選挙と同様に重要な仕事です。民主主義の一場面として、新聞報道に注意をしていってほしいと思います。

以上簡単に、11月18日に述べたわずかの要点を書き加えてみました。

平成22年になり、裁判員裁判の新聞報道の量が、極端に減ってきました。月1回にまとめて数字的なものを掲載するのでよいのでしょうか。よりよい社会をつくるために、市民大勢で犯罪の原因、処罰のことを考え、裁判の難しさを語り伝えることが必要です。